

外国人を対象とした無料相談会について西日本新聞に掲載されました。

西日本新聞に福岡県行政書士会の外国人を対象とした無料相談会の記事が掲載されました

2019年3月9日（西日本新聞）



外国人の相談無料で対応
県行政書士会 飯塚市でも来月から

外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法の4月施行を控え、県行政書士会は8日、外国人を対象とした無料相談会を、飯塚市で毎月1回実施すると発表した。

法律の専門家として、入管難民法に関する正確な情報を提供するが目的。現在、福岡、北九州、久留米の3市で相談会を実施しており、飯塚市は4方所目になるといふ。

相談会は4月16日を皮切りに、同市役所3階北会議室で毎月第3火曜日に開催する予定。留学生の在留資格の変更手続きや卒業後の就職、結婚などについて県行政書士会筑豊支部会員が答える。

8日は、同会の神森正茂副会長や同支部の石井正剛支部長ら6人が市役所を訪れ、片峯誠市長に活動内容を報告。石井支部長は「入管難民法の内容は多岐にわたる。プロがそろっているので、多くの人が無料相談を利用してほしい」と述べた。片峯市長は「市内にはすでに多くの外国人がいるが、『外国人労働者を雇用

したい』という企業も増えてきた。無料相談は大変ありがたい」と語った。
(中川次郎)

平成30年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました（平成30年法律第102号）。

この改正により、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等がなされました。

したがって今後、筑豊地区においても外国人労働者の受け入れの拡大が予想されるため、福岡県行政書士会は「飯塚市」で在留資格・国籍に関する「無料相談会」を毎月1回、第3火曜日に実施することに決めました。第2回目の日時と場所は以下のとおりです。

2019年5月21日（火） 時間：13時～16時 場所：飯塚市役所

外国人の方はもちろん、外国人を雇おうと考えておられる経営者の方々や国際結婚をお考えの方等外国人に関連するご相談もお待ちしております。